

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年1月12日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則 藤 原 和 正

小 林 桂 治 石 黒 五 月 宮 本 英 美

藤 原 由 果 大 森 茂 利 由 喜 門 尊

出 射 實 久 山 英 之

欠席委員

太 田 修

4. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事 務 局 青木 潔

事 務 局 坂本 隆也

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請(県知事進達)について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和3年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、実りのある1年になりますようお祈りいたします。また、急激に寒くもなってきましたのでお体には十分気を付けてください。それでは、本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくをお願いします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長よりをお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、久山委員、よろしくお願いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和3年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で転用許可と議決されました、下記案件について岡山県農業会議へ諮問したところ、承諾を得ましたので、12月24日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町北島■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「邑久町北島■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町北島 1040」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は555㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は5,532㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要

望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっておりま

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が高齢によって管理が出来ないため行う所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町箕輪■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「邑久町箕輪■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■

■」。農地の所在地は「邑久町箕輪 545-1」。登記、現況地目

はいずれも「田」。面積は891㎡。「邑久町箕輪 546-1」。

登記、現況地目はいずれも「田」。面積は657㎡。「邑久町箕輪

548-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は333㎡。

譲受人の農地までの距離は30m。耕作面積は3,456㎡となっております。

家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっておりま

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人の耕作希望による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の吉田委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【3番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上 906」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は391㎡。譲受人の農地までの距離は130m。耕作面積は8,957.76㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が高齢によって管理が出来ないため行う所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、

事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山市北区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上 1 2 4 1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は779㎡。譲受人の農地までの距離は130m。耕作面積は8,957.76㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人による継続的な耕作不可能のため譲受人が代わりに耕作を行う旨の所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「岡山県岡山市南区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■■」。譲渡人「岡山市中区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町福岡 2 5 1 - 1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,

561㎡。譲受人の農地までの距離は10km。耕作面積は10,497㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が高齢によって管理が出来ないため行う所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町八日市■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府寝屋川市■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町八日市 329-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は649㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は5,632㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が高齢によって管理が出来ないため行う所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、本来であれば、担当委員さんのご意見を伺うところではありますが、規模縮小により、推進委員の出席を控えていただいておりますので、事務局より各担当委員から聞き取った内容を代読してもらいます。それでは、1番案件から順に説明をお願いします。

事 務 局 1番案件についてご説明します。譲渡人が高齢であり今後耕作、管理が出来ないことから譲受人へ譲ることで話がまとまりました。特に問題ないかと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、お願いします。

事 務 局 2番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲受人の姉に譲り渡すとのことです。今後は姉家族が当該農地について家族ぐるみで耕作を行うとのことなので特に問題ないかと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、お願いします。

事 務 局 3番案件についてご説明します。譲渡人が高齢のため今後耕作できないとのことで、譲受人に相談があり、譲り受けて耕作することとなりました。特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、お願いします。

- 事務局 4 番案件についてご説明します。譲渡人は市外に住んでおり、今後瀬戸内市に帰ることもなく、管理もできないため、譲受人に譲り渡して代わりに耕作してもらうことで話がまとまりました。特に問題ありません。
- 議長 はい、ありがとうございました。続きまして、5 番案件について、お願いします。
- 事務局 5 番案件についてご説明します。譲渡人が高齢となったことで自身で管理することが困難になったため、譲受人に譲って代わりに耕作してもらうことで話がまとまったそうです。特に問題ありません。
- 議長 はい、ありがとうございました。続きまして、6 番案件について、お願いします。
- 事務局 6 番案件についてご説明します。譲渡人が高齢となったことで自身で管理することが困難になったため、譲受人に譲って代わりに耕作してもらうことで話がまとまったそうです。譲受人も現在、利用権の設定を行い、広範囲に耕作を行っているため特に問題ないと思います。
- 議長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見の代読は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第 1 号議案農地法第 3 条許可申請、1 番案件から 6 番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
- 続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条許可申請（県知事進達）について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料 3～7 頁目をご覧ください。第 2 号議案農地法第 5 条許可申請（県知事進達）についてご説明いたします。まず、本案件は、4 ha を超える面積の農地転用許可申請のため、許可、不許可については県知事が行うこととなっております。この第 2 号議案はそれに先立ち農業委員会としての意見を付すものとなっております、許可・不許可の意見答申を行うものとなります。

【1 番案件】

譲受人「邑久町尾張 3 0 0 番地 1 瀬戸内市」。譲渡人「長船町土師 ■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 9 8 3－1」。地目は「田」。面積は 1, 4 0 6 m²。譲渡人「長船町土師 ■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 3 2 6－1」。地目は「田」。面積は 8 7 9 m²。「長船町土師 1 3 3 7」。地目は「田」。面積は 1, 4 6 4 m²。譲渡人

「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は
「長船町土師 2004-1」。地目は「田」。面積は1,031㎡。
譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の
所在地は「長船町土師 1991-1」。地目は「田」。面積は1,
337㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■
■」。土地の所在地は「長船町土師 1331-1」。地目は「田」。
面積は3,228㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■
■ ■■」。土地の所在地は「長船町土師 1313」。地目は
「田」。面積は1,448㎡。「長船町土師 1314」。地目は
「畑」。面積は453㎡。「長船町土師 1315」。地目は「田」。
面積は273㎡。「長船町土師 1318」。地目は「田」。面積は
1,718㎡。「長船町土師 1977-1」。地目は「田」。面積
は560㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■
■」。土地の所在地は「長船町土師 1980」。地目は「田」。面
積は1,204㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■
■■ ■■■■■ ■」。土地の所在地は「長船町土師 1292-
3」。地目は「田」。面積は113㎡。「長船町土師 1978」。
地目は「田」。面積は936㎡。「長船町土師 1981」。地目は
「田」。面積は1,213㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■
■ ■■ ■■ ■■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は
「長船町土師 1290-3」。地目は「田」。面積は228㎡。譲
渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■」。土地の所在
地は「長船町土師 2005-1」。地目は「田」。面積は895㎡。
「長船町土師 2006-1」。地目は「田」。面積は540㎡。譲
渡人「兵庫県神戸市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■ ■■■」。土地の所在地は
「長船町土師 1296-1」。地目は「田」。面積は1,086㎡。
「長船町土師 1332」。地目は「田」。面積は165㎡。譲渡人
「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在
地は「長船町土師 1984-1」。地目は「田」。面積は1,41
0㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■ ■■」。
土地の所在地は「長船町土師 1304-1」。地目は「田」。面積
は1,807㎡。「長船町土師 1334」。地目は「畑」。面積は
802㎡。「長船町土師 1335-1」。地目は「田」。面積は5
14㎡。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■」。
土地の所在地は「長船町土師 1291-3」。地目は「田」。面積
は119㎡。「長船町土師 1300-1」。地目は「田」。面積は
417㎡。「長船町土師 1307-1」。地目は「田」。面積は1

1 2 4 m²。「長船町土師 1 3 1 2」。地目は「田」。面積は1, 3
 9 9 m²。譲渡人「長船町福岡■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。
 土地の所在地は「長船町土師 1 3 2 3－1」。地目は「田」。面積
 は1, 5 3 7 m²。譲渡人「岡山市北区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在
 地は「長船町土師 1 3 1 6－1」。地目は「田」。面積は1, 2 9
 1 m²。「長船町土師 1 3 1 6－2」。地目は「田」。面積は1, 9
 0 5 m²。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土
 地の所在地は「長船町土師 1 2 9 9－2」。地目は「田」。面積は
 4 6 m²。譲渡人「長船町服部■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■
 ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 9 7 6－1」。地目は「田」。
 面積は1, 5 8 3 m²。譲渡人「倉敷市粒浦■■■■■■■■ ■■■ ■■■
 ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 3 0 8－1」。地目は
 「田」。面積は1, 1 2 0 m²。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■
 ■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 9 8 8－1」。
 地目は「田」。面積は1, 1 9 1 m²。「長船町土師 2 0 0 3－1」。
 地目は「田」。面積は6 1 8 m²。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■■■
 ■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 9 9 0－
 1」。地目は「田」。面積は1, 1 3 4 m²。譲渡人「長船町土師■■
 ■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 9 8
 5－1」。地目は「田」。面積は1, 3 7 9 m²。譲渡人「長船町土師
 ■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師
 1 2 8 3－1」。地目は「田」。面積は7 1 1 m²。「長船町土師 1
 3 1 0－1」。地目は「田」。面積は8 8 8 m²。「長船町土師 1 3
 1 0－2」。地目は「田」。面積は8 2 2 m²。「長船町土師 1 3 2
 1」。地目は「田」。面積は2 9 9 m²。譲渡人「瀬戸内市長船町土師
 ■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。土地の
 所在地は「長船町土師 1 3 2 2」。地目は「畑」。面積は1, 0 4
 9 m²。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土
 地の所在地は「長船町土師 1 3 1 7」。地目は「田」。面積は1,
 4 9 6 m²。譲渡人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■
 ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町土師 1 3 0
 2－1」。地目は「田」。面積は1, 0 2 7 m²。「長船町土師 1 3
 2 5－1」。地目は「田」。面積は8 7 2 m²。「長船町土師 1 9 8
 9－1」。地目は「田」。面積は1, 5 3 5 m²。譲渡人「長船町土師
 ■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■」。土地の所在地は「長船町土師
 1 2 9 8」。地目は「田」。面積は2, 8 5 7 m²。譲渡人「長船町福
 岡■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師

【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。令和4年2月の通常総会については2月10日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。令和4年3月の通常総会につきましては、3月10日木曜日に邑久中央公民館 視聴覚室で開催予定となっております。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和3年度1月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年1月12日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員